（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正）

第二条　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二に次の二項を加える。

2　厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。ただし、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、患者から求められたときに交付することで足りるものとする。

3　前項に規定する明細書の交付は、正当な理由がある場合を除き、無償で行わなければならない。

附　則

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則の規定にかかわらず、同令第二十三条に規定する処方せんの様式については、平成二十二年九月三十日までの間、なお従前の例によることができる。

告　示

○厚生労働省告示第六十八号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項、第七十四条第四項、第七十五条第四項及び第七十六条第三項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月五日　厚生労働大臣　長妻　昭

第五条の二第二項中「の場合において患者から求められたときは」を「に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、患者から求められたときに交付することで足りるものとする。

第五条の二に次の一項を加える。

3　前項に規定する明細書の交付は、正当な理由がある場合を除き、無償で行わなければならない。

第二十条第三号ニ及び第二十一条第三号ニ中「考慮するよう」を「考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に」に改める。

第二十六条の五に次の二項を加える。

2　厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。ただし、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、患者から求められたときに交付することで足りるものとする。

3　前項に規定する明細書の交付は、正当な理由がある場合を除き、無償で行わなければならない。

○厚生労働省告示第六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。ただし、平成二十二年三月三十一日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号Ａ３０８の注１に係る届出を行っている病棟であって、この告示による改正後の診療報酬の算定方法別表第一区分番号Ａ３０８の注１に係る届出を行っていないものにおける回復期リハビリテーション病棟入院料の算定については、同年九月三十日までの間は、なお従前の例による。

平成二十二年三月五日　厚生労働大臣　長妻　昭

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

医科診療報酬点数表

［目次］

第１章　基本診療料
第１部　初・再診料
第１節　初診料
第２節　再診料
第２部　入院料等
第１節　入院基本料
第２節　入院基本料等加算
第３節　特定入院料
第４節　短期滞在手術基本料
第２章　特掲診療料
第１部　医学管理等
第２部　在宅医療
第１節　在宅患者診療・指導料
第２節　在宅療養指導管理料
第１款　在宅療養指導管理料
第２款　在宅療養指導管理材料加算
第３節　薬剤料
第４節　特定保険医療材料料
第３部　検査
第１節　検体検査料
第１款　検体検査実施料
第２款　検体検査判断料
第２節　削除
第３節　生体検査料
第４節　診断穿刺・検体採取料
第５節　薬剤料
第６節　特定保険医療材料料
第４部　画像診断
第１節　エックス線診断料
第２節　核医学診断料
第３節　コンピューター断層撮影診断料
第４節　薬剤料
第５節　特定保険医療材料料
第５部　投薬
第１節　調剤料
第２節　処方料
第３節　薬剤料
第４節　特定保険医療材料料
第５節　処方せん料
第６節　調剤技術基本料
第６部　注射
第１節　注射料
第１款　注射実施料
第２款　無菌製剤処理料
第２節　薬剤料
第３節　特定保険医療材料料
第７部　リハビリテーション
第１節　リハビリテーション料
第２節　薬剤料